

犯罪学の再定位

— フーコーと犯罪学の「おしゃべり」—

相澤 育郎

目次

- ・序
- ・犯罪学の歴史と三つの犯罪概念
 - 1 犯罪の定義と犯罪学の目的規定
 - 2 原因論への批判
 - 3 ラベリング論と犯罪概念の転換
 - 4 ラディカル・クリミノロジー
 - 5 セルフ・コントロール理論
 - 6 環境犯罪学とリスク概念
- ・フーコーにおける監獄と犯罪
 - 1 新たななる処罰の要請
 - 2 記号から拘禁へ
 - 3 規律—身体
 - 4 規律—精神
 - 5 犯罪性
 - 6 人間諸科学
- ・再定位
 - 1 「おしゃべり」か否か—原因論的犯罪概念
 - 2 動機の語彙
 - 3 「おしゃべり」か否か—反作用的犯罪概念
 - 4 ラディカル・クリミノロジーと権力の用語
 - 5 「おしゃべり」か否か—機会的犯罪概念
 - 6 新たななる権力の対象
- ・結びにかえて—犯罪学の「おしゃべり」と「沈黙」

・序

犯罪学は、一般的に、犯罪現象の把握、犯罪原因の探求、そして体系的な犯罪学理論の定立を目的とする学問であり、また刑法学が規範学であるのに対し、犯罪学は実証科学であるとされる。それは、犯罪現象を、人知を超えたものによってではなく、科学の力によって説明することを試みた、ロンブローゾやラッカサーニユらをその始祖とすることからもうかがえる。とかく犯罪学は、実証科学たる科学性を求めて発展してきたのだと。

しかし 20 世紀後半の思想家であるフーコー

(Michael Foucault) は、自身の著書『監獄の誕生』(1975)において、その学問を「おしゃべり(bavard)」と言い放つ¹⁾。もちろん、犯罪学が 1920 年代以降、いわゆるアメリカ実証主義の系列にその基盤があったのに対し、フーコーが知的キャリアを形成したのは主にフランスであり、両者のフィールドの違いを無視することはできない。また、ここでフーコー自身が、具体的にどのような意味合いをもって「おしゃべり」と言ったのかも、必ずしも明らかとはなっていない。さらにフーコーが「おしゃべり」と言ってから 30 余年、さらに死後 20 年以上が経過し、彼の生きた時代は次第に過去のものとなりつつある。そしてその一方で犯罪学は、そのような批判に應えることはなく、より実証的な色彩を強めながら、この間も多岐に渡る理論的展開をみている。

そこで本稿では、とりわけ実証科学の一分野足ろうとするアメリカ犯罪学を、犯罪学の「おしゃべり」というフーコーの言葉を一つの手懸りとし、その意味及び当否を探り、今日的な位置づけを行うことを試みたい。すなわち、犯罪学はいかにして「おしゃべり」と断じられることとなったのか、またそれは犯罪学に対する有効な批判足り得るのか、もしそのような評価が可能だとすれば、犯罪学は今なおその「おしゃべり」を続けているのか、そして今後それは変わり得るものなのか、またそうあるべきなのか。以上が本稿の課題となる。

具体的には、まず第一章で、アメリカ犯罪学の

1) ミシェル・フーコー著、田村俣訳「監獄の誕生—監視と処罰—」新潮社 (1977) 304 頁。なお、Michel Foucault, *Surveiller et punir : Naissance de la prison*, Gallimard, 1975. および、恒光徹「田村俣訳・ミシェル・フーコー著『監獄の誕生』(新潮社 1977 年)を読む (1)～(3)」法学雑誌 (2006) を参照し、一部訳語を変えた部分がある。

歴史を、社会解体やコンフリクト等の個々の理論を追いつつも、犯罪や犯罪者をどのように捉えるべきかという問題に重点を置いて整理する。この問題は換言すれば、犯罪とは何か（＝犯罪の定義）、犯罪者とはどのような存在が（＝犯罪者観）という二つの側面から争われていたものであり、本稿では、この二つの側面を合わせて「犯罪概念」についての論争として整理する。犯罪学は今日、様々な理論的展開をみているが、それらを遡れば基本的にはいくつかの犯罪概念に還元することができる。本稿ではこれを題材に、後の章で検討を加える。

第二章では、分析の為の道具を取り出す作業として、やや迂遠ではあるが当の「おしゃべり」発言の舞台となったフーコーの『監獄の誕生』の理路を追うことにしたい。ここでフーコーの規律や知、犯罪性といった諸概念を解説、再構成し、彼の近代社会分析の枠組みと、犯罪の捉え方について検討する。なお、ここでは『監獄の誕生』と同時代のテキストからも議論を補完することにする。

第三章では、第一章で導出された種々の犯罪概念を、第二章で検討したフーコーの諸概念によって再定位する。つまりここにおいて「おしゃべり」の意味、当否が明らかにされる。終章では、以上の検討から見出される犯罪学への評価及び今後の犯罪研究の可能性を検討したい。

・犯罪学の歴史と三つの犯罪概念

1. 犯罪の定義と犯罪学の目的規定

セリンは、法律的定義を犯罪学研究の基本的な単位または要素として無条件に容認することは、科学の基本的基準を侵害するものであるとし、科学者が、自身の資料の本質的な性質およびその資料の中の普遍的な傾向に基づいて、自らの用語を定める自由を持たなければならないとする²⁾。彼は人間にある程度の選択の余地を認めながらも、そうした選択の大部分は日常生活の中で習慣となり、選択の観念と結合する「熟慮」という要素は消え

てしまい、徐々に機械的となっていくと考える³⁾。そこでは、そうした人間の行動の性質にかかわるパーソナリティは、生物学的に限界付けられながらも、同時に文化的な諸観念を内在化することによって獲得されるものと考えられる⁴⁾。そして、そうしたパーソナリティの反応を規定するある一定の規範が存在しており、それが社会的に規則として承認されたものを、彼は「行為規範」と呼ぶ⁵⁾。そしてこの「行為規範」は、一定の文化を共有する集団ごとに存在し、社会や国家はこうした種々の「行為規範」を持つ集団が乱立した状態として特徴付けられる。

ここで彼は遍く社会集団に見出される「行為規範」の違反こそが、「科学の論理」の科す必要性を内包していると考え⁶⁾。それは、法は社会において優越な位置を占める集団によって作られたものに過ぎないと考えからである。かくして法律的な定義は排斥され、非法律的な定義による犯罪研究、この場合は、法的な犯罪ではなく「行為規範違反行為」の研究が志向されることとなる。

しかし犯罪研究における犯罪の法律的定義の排斥は、そこにいくつかの困難を抱えることになる。それは、まず犯罪研究において犯罪行為を法律的定义に拠らずに研究者自身が設定した場合、その研究者自身が自らのカテゴリーに該当する資料を収集しなければならない⁷⁾。セリンのように独自の定義によって犯罪行為と非犯罪行為を区別した場合、それに則した、すなわちこの場合は「行為規範違反者」のデータが必要となる。しかし、公式の犯罪統計はあくまで法律的な定義によって有罪判決を下された「一部の」行為規範違反者に過ぎず、現実のデータと求められる対象との間の齟齬に悩まされることになる。

また仮に、そうしたジレンマを回避すべく、データ収集の労を研究者自身が引き受けたとしても、

3) 同上書、33頁

4) 同上書、30頁

5) 中山研一・宮沢浩一監修『犯罪学リーディングス』慶應通信(1971)238頁

6) 同上書、239頁

7) 河合清子「アメリカ犯罪学の変容とその歴史—『犯罪の定義』よりするトレース—」『中央大学大学院研究年報』第11号1(1982)130頁

2) ソーステン・セリン、小川太郎・佐藤勲平訳『文化葛藤と犯罪』法政大学出版局(1973)27頁

研究者が独自に設定したカテゴリーによって説明されるのは、一定の行動カテゴリーについての集団内の発生率、集団間の差異である。例えばセリンの場合は、「行為規範違反」の発生率、差異となる。それは資料収集の単純な労力とはまた別に、当然に、公式統計上における犯罪の発生率を何らかの形で説明するものではなく、現に社会で問題とされている犯罪行動の説明とはならない⁸⁾。そしてここにまた別の困難が提起される。つまり、犯罪学は現にある（公式の）犯罪問題を解決すべきものか、犯罪学は与えられた問題に拘束されるのか、また拘束されなければならないのか⁹⁾。すなわち、それは「犯罪学は何を問うのか」という犯罪学の目的規定に関わる問題であり、そこでセリンは自らの定義こそが「科学の論理」を満たすものとするのである。

2. 原因論への批判

そのような当初の実証的犯罪学の研究視座に異を唱えたのがマッツァである。彼は、1964年の著書『漂流する少年』（*Delinquency and Drift*）において、従来の犯罪学が、もっぱら人間の行動システムの中で犯罪を説明しようとしており、人間に意思があり自由な選択が可能だということを、科学以前のものとして退けていると批判する。そこで「漂流」と「意思」という二つの概念を用いて、自身の犯罪理論を定式化することを試みる。

「漂流とは、自由と統制の中間に位置づけられる。その基盤は、社会構造自体が違法行為を統制する力を弱めてきたことに求めるべきであるが、一方では、自律的で、それ自体で犯罪を抑制する機能をもつ青年の下位文化を築きあげようとする目論見が失敗したこととも深く関連している。非行者は、合法世界と犯罪とのたまり場に一時的な座を占め、順次それらの要求するところに従いながら、ある時は犯罪に、ある時は合法世界に手を出すが、一方への深入りをそのことで控えたり、意思決定を回避したりする。こうして、彼は、犯罪行為と順法的な行動とのあいだを漂流する

のである」¹⁰⁾

しかし、こうした漂流状態にあるだけで犯罪行為へと至るわけではなく、そこにマッツァは、いわゆるベンサム流の古典的な人間観に基づいた「意思」という概念を採用し、「やわらかな決定論」として行為者の自由な選択の余地を認める。そして違法行為への「意思」を活性化させるものとして「準備性」（*preparation*）や「自暴自棄」（*desperation*）といった要素を挙げるが、それらを犯罪の「原因」とするわけではない。

「自暴自棄は新しい違反を犯す意思を用意する。一方、準備性は以前にしたことのある違反を犯す意思を用意する。どちらも違反そのものを生むわけではない。意思は定義によれば、実行されたりされなかったりするものである。意思は選択の自由である。犯罪を犯す意思は準備性や自暴自棄性により活性化される。しかしながら、この意思は無数の偶発的なことでくじかれ、抑止され、他の方向に転換させられる。犯罪への意思を活性化する条件を開発したり、またおそらく特定したりすることはあるかもしれないが、犯罪がなされる状況を厳密に述べることは不可能である。」¹¹⁾

こうしてマッツァは、意思決定論的に犯罪者を把握する犯罪者観に対して、「漂流」と「意思」という二つの概念をもって研究視座の転換を図る。というよりも、犯罪の状況を厳密に説明することは、「意思は選択の自由」である以上、不可能だと考えたのである。しかし研究の対象である犯罪の定義についてどのように捉えるかについては、この時点では十分な考察がなされておらず、具体的な研究視座の獲得には至っていない。ただ、ここで注目すべきは、当時、人間の意思決定における「やわらかな決定論」が、原因論的な行動分析の枠組みには馴染まないとされていた点であろう。

ここではマッツァからの批判によって炙り出された「意思決定論」を前提とした犯罪者観と、「非

8) 同上書、130頁

9) 同上書、131頁

10) デイビッド・マッツァ著、非行理論研究会訳『漂流する少年—現代の少女非行論』成文堂（1986）39頁—40頁

11) 同上書、264頁

法律的定義」によって犯罪行動を説明する犯罪学を「原因論的犯罪概念」を有する犯罪学理論として分類することとする。これ以降、この犯罪概念を有する犯罪学は、セリンのように自らの目的規定への問いを、主に「科学の論理」（具体的には統計学）で補うことにより、その正当性を担保することを試みることとなる。

3. ラベリング論と犯罪概念の転換

以上のような実証主義犯罪学をめぐる犯罪の定義、犯罪者観の論争にあって、1960年代中葉に登場し時代の寵児となった犯罪理論が、いわゆるラベリング学派と呼ばれる人びとによって提唱されたものであった。ベッカーは、1963年の著書『アウトサイダーズ』において、逸脱の定義について次のように述べる。

「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人びとに適用し、彼らにアウトサイダーのレッテルを貼ることによって、逸脱を生みだすのである。この観点からすれば、逸脱とは人間の行為の性質ではなくして、むしろ、他者によってこの規則と制裁とが「違反者」に適用された結果なのである。逸脱者とは首尾よくこのレッテルを貼られた人間のことであり、また、逸脱行動とは人びとによってこのレッテルを貼られた行動のことであり」¹²⁾

この有名な定義からは、ラベリング論のアプローチに関して次の二点が明らかとなる。第一に逸脱行動が社会集団によって作られるものであり、逸脱者とはそうした「ラベル」が付与されることによって生み出されるものであること。そして第二に、逸脱行動が「人間の行為の性質」ではないとされることで、従来の行為の内的属性による行動分析、決定論的な犯罪者観が放棄されるということである。ベッカーは、逸脱を統計的な偏差や病理的な疾患とみなす見解を排し、他者による反応の結果として捉えることを試みたと考えられる。さらにベッカーは、犯罪研究のあり方についても

次のように述べる。

「逸脱とは、他の何にもまして、ある人間の行為に対する他者による反応の結果である。だから逸脱の研究者は、逸脱というレッテルを貼られた人びとを研究する際、同質カテゴリーを扱っているのだなどと仮定することはできない。つまり、それらの人びとが実際に逸脱行為を犯したり規則違反をしていると仮定することはできない。なぜなら、ラベリング過程（labeling process）が絶対に無謬であるとは限らないからである。なかには、規則違反の事実もなしに逸脱者のレッテルを貼られる人びとも存在するであろう。研究者は、これら逸脱者のレッテルを貼られた人びとのカテゴリーが、実際に規則違反を行なった人間全体を包括しようと仮定することはできない。なぜなら、多数の違反者がそれと知られずにいるので、研究者の作成する「逸脱者」の統計からは脱落しているからである。カテゴリーが同質性を欠き、それに属するすべての事例が包括されていないかぎり、彼らに共通する性格上ないし生活状況上の諸要因がいずれは見出され、逸脱と目された行動に説明が与えられるだろうと期待するのは、妥当であるとはいえない」¹³⁾

これは先のセリンにおいてみられたように、犯罪者として公式統計にのった者のみを扱い、分析したとしても、そこにいる犯罪者集団が実際の違反者全体を反映しているわけではないことを指している。ここで従来の犯罪研究（セリン）は、この問題に対して、公式の犯罪の定義を排し、自らの定義（行為規範違反）をもって行動分析の枠組みを維持しようとし（原因論的犯罪概念）、その行動分析の前提を批判したのがマッツァであった。しかし、ベッカーは先の言明からも明らかなように、逸脱あるいは犯罪を「行為の性質」ではなく、他者からの意味付与の結果として捉え、そもそもの行動分析を放棄する。ここでラベリング論が採用する犯罪の定義は、法律的な定義によって公式統計に表れる犯罪そのものであり、セリンのよう

12) ハワード・ベッカー著、村上直之訳『アウトサイダーズ—ラベリング理論とは何か—』新泉社（1978）17頁

13) ベッカー、同上書、17頁—18頁

に研究者が独自に設定する定義と、用いる資料との不同一による困難が生じることはなく、かつてのようなジレンマは起こりえない。ラベリング論における研究対象は、社会集団の中で設定される犯罪の「ラベル」そのものとなり、なぜそのようにしてそれが与えられ、問題とされているのかを問うことになる。つまりかつての「原因論的犯罪概念」における犯罪の「非法律的定義」と「意思決定論」による行動分析という二つの前提を、そのまま裏返すことによって、ラベリング論はジレンマから決別することになる。

このように逸脱を他者からの反作用として捉え、行動分析を放棄する犯罪研究を、ここでは「反作用的犯罪概念」を有する犯罪学と分類する。いみじくも村上が同書の解説で述べていたように、ラベリング論は逸脱に関する個別的・微視的な研究ではなく、逸脱とそれに対する社会的反作用の相互作用の中で、「罪」がいかにして社会的に構成されるのかという問題について、その理論的展開の可能性を持つものであったのである¹⁴⁾。

4. ラディカル・クリミノロジー

そして70年代以降、犯罪学により国家政策批判を期待する動きが出てくることとなり、そのような批判的犯罪学が、いわゆるラディカル・クリミノロジーと呼ばれる学派である。アメリカでは、ラベリング論によって展開された刑事司法機関への批判がより先鋭的に国家批判へと発展させられ、次第にプリミティブなマルクス主義へと収束することとなる。70年代半ばの代表的な論者であるクイニィ、チャンプリス、シュエンディングー夫妻そしてプラットらの議論は、バーナード(Thomas J. Bernard)によって概ね次の七点に要約される。

「(1) 社会の中では諸個人の基本的な価値や利害関心についてのコンセンサスは存在せず、反対に社会は、それら問題についてのコンフリクトによって特徴づけられる(2) 社会は一般に、類似した価値と利害関心を持つ階級に分かれており、主な階級には、自ら生産の手段を有する階級(支配階級)と、生産におい

て雇用される階級(労働者階級)とが存在している。社会における主要なコンフリクトは、この支配階級と労働者階級の間に生起することになる(3) 犯罪は、基本的な人間の権利を侵害する社会的有害行為として定義される。ここには、下層階級が自分たちや他のものたちを苦しめる“街頭”犯罪と共に、失業、公害、搾取を通して下層階級が被害者となる支配階級の犯罪も含まれる(4) 従来の犯罪学者は、法による犯罪の定義を受け入れ、労働者階級の社会統制についての管理的役割を引き受けている。彼らは“矯正主義(correctionalism)”を通して、労働者階級を支配階級によって課される構造へと取り入れることを試み、そして“改善主義(reformism)”によって、刑事司法システムの運用を改善し、労働者階級を統制する効果を増加させることを試みる(5) ラディカル・クリミノロジストは、法による犯罪の定義を拒否し、基本的な人間の権利を侵害する、すべての社会的有害行為の研究を行う。彼らは、資本主義経済システムにおける諸矛盾が、そうした行為の根本的な原因であると論じる(6) 犯罪問題の解決は、資本主義経済システムの転覆と、社会主義国家の樹立によってのみ為される。ひとたび資本主義が打倒されれば、現在の法の形式は次第に不必要なものとなり、階級間のコンフリクトも解消されるだろう(7) ラディカル・クリミノロジーの主要な役割は、資本主義経済システムの転倒を促進することであり、したがって、ラディカルは、その一定の部分を受け入れた主流派犯罪学や、資本主義の転倒を促進しない文脈におかれるラディカル・クリミノロジーからの“吸収”の危険を警戒しなければならない¹⁵⁾」

さて、本稿における関心からこの犯罪研究の視座を検討すれば、まず(1)について、犯罪学理論を構成するにあたり、社会が一定のコンフリクト

14) 村上直之「ラベリング理論への招待」、ベッカー、同上書、253頁以下

15) Thomas J. Bernard “The distinction between conflict and radical criminology”, *Journal of Criminal Law and Criminology*, 72-1, 1981, P. 369-370.

状態によって特徴付けられている点で、かつてセリンがその論者の一人であった、葛藤理論に近い前提に立っていることが看取される。(3)では犯罪の定義について、国家による法律的定義が排斥され、人間の権利を侵害する「社会的有害行為」という独自の基準が採用される。そして(5)に至り資本主義経済システムにおける諸矛盾が、窮極的には犯罪の「原因」となっていることが観念されることとなる。この三点から明らかなのは、ラディカル・クリミノロジーがラベリング論にその起源を有するとされながらも、理論構成においては法律的定義の排斥に伴う独自の定義の設定と、コンフリクト理論による犯罪原因の指定、そして決定論的犯罪者観の構成という、むしろラベリング論よりも従来の犯罪学理論と類似の原因論的な犯罪概念を有していることがわかる。故に本稿の分類では、ラベリング論が有した「反作用的犯罪概念」ではなく、むしろ「原因論的犯罪概念」に分類される。

またその一方で、(2)ではそのようなコンフリクト状態が、生産手段を有する支配階級とこれを有しない下層階級という二大階級の対立として捉えられ、(4)においてその支配階級によって行使される国家的介入の否定、そして(6)(7)により犯罪問題の根本原因たる資本主義国家の転覆と、その対策としての社会主義国家の樹立が掲げられることとなる。この点に、かつてラベリング論が巻き起こした国家政策批判の名残をみることができ、ラディカル・クリミノロジーにあっては、それら国家政策批判が、直接にマルクス主義の用語をもって強調されることとなる。そしてむしろこの点こそが、この犯罪学がラディカルたる所以であり、同時に犯罪学としての唯一の独自性を与えることになる。

しかしラディカル・クリミノロジーは、その理論構成にあたり、従来の犯罪学理論、とりわけ葛藤理論と類似の前提を採用し、犯罪の定義については非法律的定義による研究を志向している。そうであるならば、ここでは、非法律的定義を採用するセリンと同様のジレンマが、この急進派犯罪学にも想起される。つまり「社会的有害行為」という独自の基準により、犯罪行動の分析を志向す

るとすれば、そこに必要とされる資料を初めとするジレンマと、目的規定の問いである。

そしてここでラディカルは、個々の行動分析ではなく、「社会的有害行為」という基準を国家（資本家階級）にも適用することにより、その困難の回避を試みる。すなわち個々の犯罪者ではなく「非難されるべき真の犯罪は、戦争、人種差別、公害（環境破壊）、大企業の犯罪（カルテルや脱税）、高級官僚の汚職である」¹⁶⁾と。それは先の一連のジレンマを飛び越え、マルクス主義的な用語を用い、イデオロギーの点から犯罪学の目的規定のあり方を問い直すものであった。すなわち、犯罪学は現実(公式)の問題に拘束されるべきではなく、諸悪の根源である資本家、あるいは資本主義こそが研究の対象であり、批判の矛先となる。

しかし、こうした理論構成における困難を棚上げした状態で、社会主義国家の樹立という大枠での政治批判の文脈によって展開されるラディカルの主張は、「原因論的犯罪概念」を有しながらも原因論の問いに応え得ない。結果的に「観念主義」との批判を浴びたラディカル・クリミノロジーは、1980年代以降、現実主義への転換を迫られることとなるが、そこで標榜される「ドグマ（理論）からリサーチ（調査）へ」というアプローチ¹⁷⁾は、ラディカルが既存の犯罪学に対して有していた独自性の放棄にほかならず、ラディカルのラディカルたる所以の喪失となった。

5. セルフ・コントロール理論

70年代以降、ラベリング論が急速にその指示を失い、代わって急進的な犯罪学理論が台頭する中で、保守層から支持を集めたのが社会統制理論(social control theory)と呼ばれる理論展開であった¹⁸⁾。コントロール理論とも称されるこの理論の主唱者はハーシーである。彼の理論は、従来の犯罪学理論が一般的に「なぜ犯罪を行なったのか」を問題にしていたのに対し、「なぜ犯罪を行なわないのか」として視座を転換し、研究の対象を犯罪

16) 瀬川晃『犯罪学』成文堂(1998)148頁

17) 同上書、150頁・152頁

18) F. P. ウィリアムズⅢ、M. D. マックシェン著、藤野京子、浜井浩一、浜井郁子訳、『犯罪理論』矯正協会(1997)131頁

行動を統制する要因へと向けたとされる。そして、1990年にゴットフレッドソン (Michael R. Gottfredson) との共著『犯罪の基礎理論』(A General Theory of Crime) において、自身の理論をセルフ・コントロール理論として展開している。彼らの理論は、犯罪者及び人間一般について、いわゆる「やわらかな決定論」によって意思の自由を認めつつ、犯罪の定義においては法律的な定義に拠らない立場を採っている。

ハーシーらは、先の著書の目的として「逸脱と犯罪を行動の一般理論の下に再統合する」こととする¹⁹⁾。そして人間は、自らの行為を合理的に選択し、意思決定する存在であるとして、いわゆる古典的な人間観を採用する。

「この見解では、人間の行為はすべて快の利己的追求と苦の回避として理解される。したがって、この定義によれば、犯罪も単にこうした傾向のある組み合わせを満たすために意図された行為にすぎない。犯罪行為が、人間の基本的な傾向の一つの表れという考え方は、率直かつ深い意味を有する。そのような考え方は、犯罪が、動機や欲望を満足させることを意図している唯一のものではないと我々に教えてくれる。犯罪が特殊な技術や能力を必要とせず、特殊な学習なしに誰の手にも届く所にあることを教えてくれる。すべての犯罪が、通常の一般的な欲望を満たす点では、同じであると教えてくれる。人は、犯罪をおかす時もおかさない時も合理的に行動すると教えてくる。合法非合法を問わず、人は自由に行為の過程を選ぶと教えてくれる。そして、人はまず自分たちのことを考えて行動し、当然、自分の利益を他者の利益の犠牲にしたいと教えてくれる」²⁰⁾

つまり、人は自らの利益と損失を合理的に判断して、ある程度、自由に選択をすると解される。このいわゆる古典的な人間観の復活は、かつてマツァが「やわらかな決定論」として実証主義犯

罪学に提起したものと同様のものである。しかしマツァが意思については、究極的には実行されたりされなかったりするとし、それ故に実証主義の枠組みの外に置かれていたのに対して、ゴットフレッドソンとハーシーは、「選択の役割という古典的な見解と、原因の役割という実証的な見解を、行為の説明の下に統合する」ことが可能であり、「原因とされる現象に関して、独立に計測することが可能な一般的な説明概念を生み出し、したがってそれは直接に検証され」得るとして意思を実証的に説明し得るとする²¹⁾。要は「やわらかな決定論」に基づいた行動分析が可能となるのである。

そして犯罪が短期的な利益を生み、長期的な損害を及ぼすものである以上、犯罪者はそのような行為を自らの意思で「あえて」選ぶ人間である²²⁾。こうした考察から、彼らは人間をそのような短絡的な行為から遠ざける「自己統制」(self control) の概念を導出し、それらが低い人間は衝動的で鈍感、肉体的、冒険的、近視眼的で非言語的な傾向を有し、犯罪行為を犯す「見込みがより大きい (more likely)」と結論付ける²³⁾。

しかし、彼らによればそうした自己統制能力は、幼年期の教育やしつけによってほぼ規定され、成人以後の訓練や社会化で高められることはない²⁴⁾。また低自己統制であるからといって即座に犯罪行為へと至るのではなく、犯罪行為に適した状況がなければ、それを選択することはないとする。その意味では、自己統制能力が高い者も、犯罪行為に適した状況があれば、犯罪行為を選択する可能性は十分に考えられる。この見解からすれば、個人の素質や環境に犯罪の原因を求めることは重要な意味をなさなくなる。このようにして彼らは、従来の犯罪学が注目してきた個人の環境、素質といった犯罪の「原因」よりも、そもそも個人の自己統制能力は変わりようがないのであるから、むしろ犯罪の「機会」となる一定の状況へとその関心の対象を移す。ここでは、マツァと同じ「やわらかな決定論」を支持しながら基本的な行動分

19) Michael R. Gottfredson, Travis Hirschi., *A General Theory of Crime*, Stanford, Stanford University Press 1990, p.4. 松本忠久訳『犯罪の基礎理論』文恵堂、第三版 (2001)

20) Ibid., p5.

21) Ibid., p.120.

22) Ibid., p.83.

23) Ibid., p.94.

24) Ibid., p89.

析を維持しつつ、その対象を個人ではなく「機会」へと向けるアクロバティックな視座の転換が見て取れる。

さて、このように人間の行為一般の中で、犯罪行動を説明することを前提とするならば、当然、研究対象は法的な定義に則り、刑事司法機関によって有罪を宣告された者のみでは不足することになる。そこで彼らはどのようにして研究対象を定義するのか。ゴットフレッドソンとハーシィはその点について、犯罪学の統計資料から個々の犯罪の「典型的または基本的 (The Typical or Standard)」な犯罪を検討することによって「犯罪の本質 (The Nature of Crime)」を抽出する²⁵⁾。たとえば典型的な窃盗犯が、男性であり、自宅からそう遠くない家屋を標的とし、即座に自己の欲求を満たすことができる現金や酒などを好んで盗む、といったように標準的な犯罪者の姿を描き出す。そして、同じように典型的な強盗、典型的な殺人といったように、統計的に標準と目される犯罪行為から、それらに共通する要素を導き出し、そうした標準の犯罪現象を研究の対象とする。

しかし、彼らはそのような行為が犯罪以外の行為にもあてはまるとする。つまり即座で安易な利益追求行為は、何も犯罪に固有のものではなく、例えばスピードを追求して車を運転することは、レース会場では賞賛され、公道では違反となる。そのような自らの利益を追求する行為、つまりあえて名づけるなら、彼らは「安易な利益追求行為」を研究対象とするのである。

このようにして、「やわらかな決定論」による犯罪者観を有し、「安易な利益追求行為」という独自の定義を採用する彼らのコントロール理論にも、当然に従来の犯罪学理論と同様の困難が提起されることとなる。つまり、公的な犯罪者と資料の問題、その資料を研究者自らが収集した場合の現実の問題との乖離、そしてそこから提起される犯罪学の目的規定のあり方。しかし、そこで彼らは、関心の対象を「なぜ犯罪を行なったのか」から、「なぜ犯罪を行なわないのか」へと転換を図る。つまり「原因論的犯罪概念」において提起された行動分析特

有のジレンマを、「原因」から「機会」へと関心を移すことによって回避するのである。ラベリング論がそもそも行動分析を放棄することによって、またラディカル・クリミノロジーがイデオロギーの点から克服しようとした一連のジレンマを、そもそもの関心の対象を「原因」から「機会」へと変えることによって回避する試みと考えることができる。

このようにして「やわらかな決定論」を採用しつつも、統計的な手法によって行動分析を維持し、同時に非法律的な犯罪の定義を採用しながらも、犯罪を誘発する「機会」に注目する特異な犯罪現象への把握から、これを「機会的犯罪概念」を有する犯罪学とする。

6. 環境犯罪学とリスク概念

さて、最後に、コントロール理論と同様に「機会的犯罪概念」を有する犯罪学にあって、より端的に「環境」へと関心を向ける犯罪学が、90年代以降登場することになる。それらは一般的に環境犯罪学と呼ばれ、ルーティン・アクティビティ理論を提唱するフェルソン (Marcus Felson) もその論者の一人である。

彼は、犯罪が発生する必然的な条件として、(1) 潜在的な犯罪者 (a likely offender)、(2) 格好の標的 (a suitable target)、(3) 犯罪に対する有能な監視者の不在 (the absence of a capable guardian against the offender) という三点を挙げる²⁶⁾。そして犯罪のほとんどが、これら諸条件が揃ったときに起こるものであり、「機会が犯罪の根本原因」であると考えてる²⁷⁾。

そこで (1) の犯罪行為を行う者に関しては、ハーシィらの自己統制理論を引用しながら、意思による自由な選択過程を強調する。そして自己統制能力の弱い者が、犯罪を誘発する状況下に置かれることで、犯罪行為が為されるとする。しかしここでもハーシィ同様、自己統制能力の高い者であっても、犯罪の機会に恵まれれば結果的に犯罪への意志決定を行うものと考えてる。かくして理論の

25) Ibid., p.15-p.45.

26) マーカス・フェルソン著、守山正監訳『日常生活の犯罪学』日本評論社 (2005) 42 頁

27) 同上書、66 頁

関心は行為者よりも、(2)の標的や(3)の状況をいかにコントロールし、犯罪を抑制するかという点に向けられることになる。

そして、そのような関心からフェルソンは、クラーク(Ron Clarke)らによって構想された「状況的犯罪予防」(situational crime prevention)を用い、犯罪予防についての施策を検討する。例えば器物破損の予防のためにする見回りや、電話の犯罪使用防止のための個人識別機能、自動車等防止のセキュリティ・ロックなど、そうした犯罪の対象となる標的を困難なものとし、犯罪の機会を奪い、犯罪をコントロールすることが意図されている。したがって物理的な状況を変えることで、具体的な犯罪の被害を受ける危険性を減らすことが、この環境犯罪学の主たる理論的関心となる。

しかし、こうした現代の新しい犯罪学の動向について、かつて『ニュークリミノロジー』を著したヤングは、次のように指摘する。

「犯罪がどこにでも起こるもので「正常な」現象とみなされるようになると、犯罪の原因を探ろうとする研究には、あまり関心がよせられなくなった。新たに誕生した政策犯罪学は、個人の資質から犯罪を説明する理論を公然と批判し、それとは反対に、犯罪はそもそも普遍的な状態であって、不完全な存在である人間がたまたま誤って行為した結果であると主張する。そして、犯罪を減らすために、人々に犯罪を起こす機会を与えないような障壁を設け、犯罪のリスクと被害を最小にするような予防政策を提唱する。このような観点からすれば、リスク計算に特化した保健統計的アプローチが、個人の罪状や動機に注目するアプローチよりも、はるかに適合的となる。」²⁸⁾

従来の犯罪学が、先に示したように基本的には行為者自身に原因を探ろうとしていたのに対し、この「機会的犯罪概念」においては、そうした関心がほとんどみられなくなるのは必然的なものとなる。さらにこの犯罪学は、一定の状況下における犯罪発生の蓋然性を、「リスク」という概念を用

いて説明することが可能となる。ここに至り犯罪学は、自らの語る言説を増やすことに成功するのである。

以上、犯罪学の歴史を追いながらセリンの「原因論的犯罪概念」、ベッカーの「反作用的犯罪概念」、ハーシーらの「機会的犯罪概念」を導出した。

・フーコーにおける監獄と犯罪

ここでは、主に『監獄の誕生』とその同時代のテキストを用い、フーコーの諸概念を検討し、続く再定位に備えることとする。やや遠回りとなるが、彼の監獄をめぐる一連の議論を追うことにしたい。

1. 新たな処罰の要請

まずフーコーは、18世紀に生じた過剰な身体刑から、監禁を中心とする自由刑への移行について、次のように述べる。

「すぐれた《改革者》——ベッカリーア、セルヴァン、デュパテュー、ラクルテール、そしてデュポール、パストレ、タンジュ、ベルガス、さらには三部会あての陳述書の執筆者や立憲会議員——が、この緩和を《古典主義的な》法理論家たちに、つまり十八世紀にも依然としてそれを拒否していた彼らと司法組織に、理論的厳格さをもって、強制したのだと、人々は《改革者》を賞賛している。しかしながら、歴史家たちが最近、司法文書の研究によって析出した一つの過程のなかに、この改革なるものを置き直して考察する必要があるのだ。すなわち、その過程とは、十八世紀における刑罰制度の緩和であり、より明確に言えば次の二重の動きである。この時代には犯罪はその荒々しさを失っているように見える一方、それに応じて処罰はその烈しさを失っている。その代わり、〔司法的〕介入は多様化している」²⁹⁾

ここでは、刑罰制度の緩和に先立って犯罪の荒々しさの減少があり、それに応じて刑罰はその介入

28) ジョック・ヤング著、青木秀男、伊藤泰郎、岸正彦、村澤真保呂訳『排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版(2007)118頁

29) フーコー『監獄の誕生』79頁

の方法を変える必要があったと指摘される。そしてこの犯罪の緩和とは、具体的には17世紀末以降の身体への危害に代わって増加する、盗みや詐欺といった財産への侵害と、かつては黙認されていた民衆の違法行為(慣習)である。前者については、生活水準の上昇や人口の増大、富や財産の一般的な増加といった近代資本主義社会の発展により、広く社会に富が(主にブルジョワジーであるが)普及することで、当然それらを標的とする犯罪が問題とされることになる。また後者については、フーコーは、かつては各種の社会層に、違法行為に対しての黙認の余地が与えられており、むしろそれらが社会の政治的、経済的な営みの一つの条件となっていたとする。王令や勅令に対する恒常的な違反や、農民による税の支払いの拒否、製造所規則の職人による不履行や密輸入などは、違法行為でありながらも、それが民衆の生活に不可欠なものであり、ブルジョワジーもそれら違法行為を一定程度黙認していた。

しかし18世紀以降の資本主義社会の発展に伴い、所有権に重要な価値がもたらされると、違法行為を容認し難くなってくる。例えば、農民層が従来慣習的に行っていた、ある土地での共同の放牧や枯木拾いといったいわゆる入会権のようなものが、18世紀には土地の所有権に対する侵害として取り締まりの対象となる。こうして、それまでは黙認されてきた多くの違法行為が、先の盗みといった財産への侵害と同じ犯罪の領域へと持ち込まれることとなり、広く社会の中で放置されてきた数々の違法行為を取り締まるために、今度は、社会の隅々を規則的かつ不断にカバーする新しい処罰形態の必要性が主張されることとなる。ここに従来とは違った、新たな処罰の必要性が生まれる。

2. 記号から拘禁へ

さて、そうした社会の要請に応える為に、フランス革命期の立法者たちは、それまでの苛烈な身体刑を撤廃し、それとは正反対に人間性を尊重する新たな刑罰の構想を描くことになる。それは、かつての君主権を誇示する儀式としての刑罰ではなく、社会全体に広がる犯罪をカバーするよう調

整された、新たな処罰システムの構想である。そこで改革者たちの構想した立法では、刑罰ができるだけ恣意的ではなく、犯罪と無媒介につながるもの、つまり類似、類比、近接の関係が求められる³⁰⁾。それによって、刑罰は、犯罪が為されるその時、それを行う者の犯行への意欲を減じるという抑止の役割を担うことになる。次に、刑罰は有期のものとなり、罪人を有徳の人へと変える矯正の意味合いを持たされる。それによって、彼は再び同じ罪を犯すことがなくなり、同時に罪人から善人へという「教訓物語」の小舞台として、町のいたる所で人々の面前に現れることとなる³¹⁾。つまり刑罰は、かつての様に不連続かつ断片的な身体の破壊ではなく、広く人々の精神へと向けられる「記号」(signe)として、社会全体をカバーすることを求められるようになる。そして注目すべきなのは、フーコーが指摘するように、当時の刑法改正草案の中には、懲罰の一般的な手段としての拘禁が規定されてはいなかったことである³²⁾。

しかし、この精神への記号を中心とした新しい処罰システムの構想は、早い段階で拘禁を中心とする刑罰制度にとって代わられることとなる。

「種別的で、対応する犯罪に対し調整された有効な刑罰、どんな場合にも万人のための教訓となる刑罰という、立法議会においてあのように明瞭に定式化された原理は、いずれも二十年も経過しないうちに、少なくとも死刑を科すほどではないが、いくらかは重い犯罪に対する拘禁の法と成り代わった。十八世紀に人々が夢想していた、しかも裁判の対象となり得る一般人の精神に根本的に作用を及ぼすはずの例の処罰中心の舞台に取って代わって現れたのが、監獄という大いなる画一的な装置であり、その巨大な機構の網の目が、フランス全土とヨーロッパに今後広がることになる」³³⁾

当初は、野蛮には苦痛を、怠惰には労働を、墮落には恥辱をとといった具合に、個々の犯罪に対応

30) 同上書、109頁

31) 同上書、117頁

32) 同上書、118頁

33) 同上書、120頁

して細かく定められていた刑罰が、監獄という「灰色の刑罰制度」全体に閉じ込められることとなる。そして、そこに現れる刑罰はもはや「記号」ではなく、人々の身体を取り囲み、掌握し、訓育を施す新しい処罰であった。18世紀、様々な違法行為が犯罪へと移し替えられるとき、そこに監獄は誕生するのである。

では、なぜそのような革命期の立法者たちの意図が頓挫し、監獄という刑罰制度が一般化するに至ったのか。それについてフーコーは、この近代の刑罰制度は別のところで練り上げられた新たな「身体に対する技術」の侵入によって、その姿を変えざるをえなかったとする。この技術こそ「規律権力」と呼ばれるものである。

3. 規律—身体

フーコーは、「古典主義時代（十七世紀—十八世紀）には、身体は権力の対象ならびに標的として完全に発見された」という³⁴⁾。そして、ここで言われている権力が、規律権力のことである。これら身体へと働きかける規律の技術の新しさについて、フーコーは尺度、対象、様式の三つを挙げる。

「これら技術（規律のこと…筆者注）では、いくつかの事柄が新しい。まず統制の尺度（échelle）である。すなわち、分割できない単一のものであるかのように、身体を十把一からげに、ひとまとめにして扱うことが問題になっているのではなく、一つずつ個別に身体に働きかけること、微細な強制力を身体に行使すること、身体のマカニズムそれ自身の水準で、つまり運動、動作、態度、敏捷性という点において支配力を獲得することであり、それはすなわち活動する身体を覆う無限小の権力である。次に統制の対象（objet）である。それは動作の要素の現れや、あるいは身体用語ではなく、というかもはやなく、〔身体の〕運動の経済や効果や内的な組織である。束縛の対象は〔身体の〕表徴であるよりも体力であって、真に重要な唯一の儀式は訓練のそれである。最後に、統制の方式（modalité）で

ある。それは活動の結果よりも、その過程を監督する絶え間ない恒常的な強制力を含み、可能な限り詳細な、時間、空間、動作の区分の体系化に基づいて行なわれる。身体の運用への綿密な取締りを可能にし、身体の力への恒常的な束縛をゆるぎないものとし、それらに従順＝有用の関係を課するこうした方法こそが、《規律 disciplines》と名付けうるものである」³⁵⁾

またフーコーは1973年7月3日のコレージュ・ド・フランスにおける講義で、規律以前の権力として「君主権的権力」を示し、それと対比する形で規律権力の分析を行っている。第一に規律権力は、君主権的關係のような生産物や時間の奉仕といった非対称の徴収・出費からなる関係ではなく、個人の身体の完全な捕獲を行う³⁶⁾。そこでは身振り、時間、行動様式のすべてが掌握され、監視のもとに置かれ、同時に記録されることとなる。個人は、訓練によってその一挙手一投足まで規定され（「起床は6時、食事は沈黙し20分で行うこと、号令によって集合し、会釈は45度とする…」）、また、その固有名によってではなく、全体的な管理のもと、一連のパラメーターの集合として記録されることとなる（「Aの身長は175cmであり体重は68kg、知能指数は83で血圧は…」）。

第二に規律権力は、君主権的権力のように、関係の維持のために断続的、周期的、そして儀式的なしるし（神授権や家柄、あるいは征服、勝利、服従の行為、忠誠の誓い）を基本的に必要としない³⁷⁾。むしろこの権力は、不断の監視によって維持される権力であり、最終的には中心に誰もいなくても機能する権力である。

第三の特徴は、規律権力がイゾトピー的³⁸⁾であること、あるいは少なくともそれを目指すもので

35) 同上書、142頁・143頁

36) ミシェル・フーコー、慎改康之『精神医学の権力コレージュ・ド・フランス講義1973-74年度』筑摩書房、60頁

37) 同上書、61頁

38) 「イゾトピー的」とは、原注によれば「記号学用語で、あるテキストのなかの各要素が意味の場を共有していること、あるいはコンテクストに期待される統一感」とされる。

34) 同上書、142頁

あるということである³⁹⁾。第一の特徴でも述べたように、規律権力は個人に訓練を施す。しかし、「起立・礼・着席」という訓練は、学校だけでなく工場や病院、または監獄でも役立つものであり、どこか一つに固有のものではない。また同時に、身体を捕縛され、パラメーターによって分解された人々は、他の規律の施設間での移動が容易となる。例えば学校の成績順が、仕事場での優秀さとして期待され、また極度の勉強の遅れは、知的障害と疑われる。こうして学校から工場、また病院といったように、規律の諸装置間での移動は容易なものとなる。つまり規律の諸装置が、容易に統合され得る（イゾトピー的である）ことになる。

しかし、こうした微視的に身体へと働きかける規律の技術は、ある時代に、誰か（それこそ権力者）が発明し、社会統制のために用いたというわけではない。それは古くは中世の修道者共同体にまで遡ることができる、人を管理する一つの技術であった⁴⁰⁾。しかし、それが少しずつ時間をかけ練り上げられ、改良を加えられながら、とりわけ18世紀以降、社会の中へ網の目のようにして浸透することになる。

4. 規律—精神

しかしこれはまだこの権力の片面にすぎない。この権力は、身体と同時に精神を取り込むことによって完成する。規律が精神へと働きかける際に起きる事態について、フーコーは、ベンサムが考案したパノプティコンのモデルを用いて説明している。

「周囲には円環状の建物、中心に塔を配して、塔には円周状に、それを取り巻く建物の内側に面して大きい窓がいくつもつけられる（塔から中庭ごしに、周囲の建物の中を監視するわけである）。周囲の建物は独房に区分けされ、そのひとつひとつが建物の奥行きをそっくり占める。独房には窓が二つ、塔の窓に対応する位置に、内側に向かって一つあり、外側に面するもう一つの窓から光が独房を貫くように差し込む。それゆえ、中央の塔のなかに監

視人を一名配置して、各独房内には狂人なり病者なり受刑者なり労働者なり生徒なりを一人ずつ閉じ込めるだけで十分である。周囲の建物の独房内に捕えられている人間の小さい影が、はっきり光の中に浮かび上がる姿を、逆光線の効果で塔から把握できるからである。独房の檻の数と同じだけ、小さい舞台があると言い得るわけで、そこではそれぞれの役者はただ一人であり、完全に個人化され、たえず可視的である。一望監視のこの仕掛けは、中断なく相手を見ることができ即座に判別しうる、そうした空間上の単位を計画配置している」⁴¹⁾

そこでは人々を集団として集めながらも、個々個別の対象として捉えることが可能となり、最も少ない監視者によって、対象それぞれを別個に監視することができる。そして、このパノプティコンが特殊なのは、独房内にいる囚人からは、その光学的な効果によって、監視塔の内部を見ることができない点にある。つまり権力を行使する主体は、その対象の個別化に比しいっそう不可視で匿名の存在となり、最終的には、誰もそこになくても権力は作用し続けることになる。また一方で囚人たちは、自分たちがいつ見られているかわからない状態に置かれることで、常に監視されていることを前提として振る舞わざるを得なくなる。確かに、その監視の背後には、処罰という一種のしるしが付きまとうことにはなるが、実際にはそれらはほとんど用いられることはなく、非物質的な視線の作用によって絶えざる権力が行使される。これはかつての君主権的権力が、華々しい身体刑によってその処罰の機能を果たしていたのとは対照的である。

やがて、この「見られている」という監視者からの視線が、監視されている客体の中に自分自身を「見つめる」新たな目を生み出すこととなる。最終的には、実際にそこに監視者がいなくても、自分自身を監視し、道徳的に振る舞う主体が誕生する。これがまさしく規律が精神へと及ぼす作用であり、ここに至り規律権力による身体から精神

39) 同上書、67頁

40) 同上書、87頁

41) フーコー、『監獄の誕生』202頁

へ、そして同時に精神から身体へという、二重の
囲い込みは完全なものとなる。

やがてこの規律という権力のあり方は、近代社会にとって不可欠なものとなる。それは人を管理し、有益なものとするにはあまりにも有効であったが故に、さまざまな領域にこの技術が浸透する。もちろんそれは、社会のすべての権力機構に取って代わったわけではなく、今なお君主権的關係を見出すことができるとフーコーは述べる（例えば「家庭」は父権が支配する君主権的なものとする）。しかし、最終的にこの規律の装置は、近代資本主義社会の諸施設の基本的なモデルとなる。それは支配の対象となる者の身体の上にそそがれる眼差し（の可能性）によって、被支配者の精神と身体を拘束し、道徳的な主体を作り、同時に生産性を向上させることを可能にするからであった。

学校では生徒に勤勉を、病院では患者に静寂を、そして工場では労働者に生産性の向上を求めることができる。この規律の一般化とも呼べる事態は、歴史的にはブルジョワジーが政治的な支配権力を掌握した時代にあって、自由と啓蒙という理性の裏側を形成するものであり、輝かしき啓蒙の理念の「闇の面」であった⁴²⁾。「自由」とは、「規律」の目を自身の内面に携えた、道徳的な主体、「規律正しき人」に与えられた権利だったのである。

ベンサムが考案したパノプティコン自体は、最終的に失敗することとなるが、そこにみられる人間管理の技術の発想は、今なお社会の隅々に見ることができる。それは、学校、兵舎、病院、工場、そして監獄が、それぞれの掲げる目的は違えども、その建築的構造が、見晴らしの良い窓、中庭、全体を見渡せる廊下といった具合に、あまりに似かよっていることを想起すれば足りる。その意味では、近代社会はいたるところに規律の装置が立ち並び、人々は監禁都市に生きているのである。

ただここに当然に提起される疑問がある。確かに規律の諸装置は、有用であるが故に様々な所に見ることができる。学校は「良き生徒」を、工場は「製品」を、病院は「健康な身体と精神」を生み出すことに成功している。しかし監獄は一体何

を生み出しているのか、監獄はどのような経済を有しているのかという疑問が。それが次に挙げる「犯罪性」と「知」である。

5. 犯罪性

監獄は、そもそも犯罪者を矯正するとしながらも、早い段階でその失敗が認識される。

「実際、監獄はその目立った影響のせいで、刑事司法の大失敗として告発された。まったく奇妙な仕方だが、監禁の歴史は次の諸事項が静かに継起するのが見られるたぐいの、そうした時間経過には従ってはいない。すなわち、最初に拘禁中心の刑罰の設定、ついでその失敗の確認、ついで行刑技術の多少とも首尾一貫した定義付けを行なえるような改革計画の遅々たる準備、次にこの計画の施行、最後にその成功や失敗の確認である。実際に起こったのは、こうしたさまざまな要素が互いに入り組むか、もしくは別種の配置を行うかであった。しかも矯正技術の計画が、処罰としての拘禁という原則に付随したのと同様に、監獄およびその諸施設に対する批判は、ごく初めから、この時代 1820 年から 1845 年にかけて現れるものであり、さらにその批判はいくつかの定式にまとめ上げられるが、それらは今日でもほとんどどんな差異もなく——数字は別として——繰り返される定式である」⁴³⁾

監獄のおかげで犯罪が減少するわけではない、拘禁が再犯を生み出す、監獄の中で反社会的な連帯が作られるといった監獄へのお決まりの批判は、その当初から何度も告発され、監獄という刑罰制度の「失敗」として繰り返されてきたものでもあった。では、なぜその始まりから繰り返される批判にもかかわらず、監獄は今なお、刑罰制度の中で重要な位置を占めるのか。そこで重要となるものの一つが「犯罪性」の生産という監獄の機能である。それについて、フーコーは次のように答える。

「監獄は、しかも一般的には多分、懲罰というものは、法律違反を除去する役目ではなく、むしろそれらを区分し配分し活用する役目を

42) 中山元「フーコー入門」ちくま新書（1996）146 頁

43) フーコー、「監獄の誕生」264 頁

与えられていると。しかも法律に違反するおそれのあるものを従順にすることをそれほど目的にするわけではなく、服従強制の一般的な戦術のなかに、法律への違反を計画的に配置しようと企てているのだと。だとすれば、刑罰制度とは、違法行為を管理し、不法行為の黙許の限界を示し、ある者には自由な行動の余地を与え、他の者には圧力をかけ、一部の人間を排除し、他の人間を役立たせ、ある人々を無力にし、別の人々から利益を引き出す、そうした方法と言えるだろう。要約すれば、刑罰制度はただ単に違法行為を《抑制する》わけではなく、それらを《差異化し》、それでもって一般的な《経済策》を確保しようとすると言えるだろう。しかも、司法について語ることができるのは、単に法それ自体や法を適用する方法が、ある階級の利益に奉仕するからだけでなく、刑罰制度の媒介による違法行為の差異中心の管理全体が、こうした支配機構に所属するからである。法律上の懲罰は、違法行為についての全般的な戦略の中で、新たな位置が与えられる。監獄のいわゆる《失敗》はその点をもとにすれば理解できるに違いない」⁴⁴⁾

つまり監獄は、犯罪性を生み出しつつ、それを支配機構にとっての政治的な管理の道具として用いることで、失敗の裏側に成功を擁していた。むしろこの規律権力の網の目は、このような失敗さえもそこに取り込み、社会の深部へと浸透しているのではないか。具体的にフーコーが指摘するのは、18世紀の後半から19世紀半ばにかけて社会紛争、政治体制への闘争、産業化への抵抗や経済危機による暴動といった、民衆の反抗に対する取締りのあり方である。そこにあって監獄は、一部の犯罪者を捕え差異化することで、犯罪者集団（民衆）たちのある部分を味方に付け、彼らの内部に反乱分子を生み出し、密告させることによって取締りを容易にする。また同時に、別の者たちをあえて常習的な犯罪者に固定することによって、社会の周辺へと追いやり、より政治体制に危険な

いものへと作り変えたりもしていたのである⁴⁵⁾。

さらに犯罪性は、より直接的な経済性をも有していた。それは売春を初めとした違法な商売による利益であった。19世紀における売春施設は、治安面および衛生面の管理、監獄での彼女らの一時収容、塙で囲った売春施設の大がかりな組織化、そして犯罪者（＝密告者）による規制といった具合に、一連の媒介を経て莫大な利益を上げていた⁴⁶⁾。また武器の密売、禁酒法下の酒、麻薬といったものも同様に、そこに支配階級の利益に資する多大な経済性を備えていた。フーコーは言う。

「ある法律の禁止事項が実在する場合、その実在のまわりに違法行為の実行分野が作り出され、その分野に対して首尾よく人々は取締りをおこなって不正な利益を引き出すにいたるのだが、その場合に中継の役目を果たす構成要素は、それじたい違法行為的だが、犯罪性として組み立てられることで取扱い可能にされるのである。犯罪性は、さまざまな違法行為管理し、そこから利益をあげるための一つの道具である」⁴⁷⁾

6. 人間諸科学

さらにもう一つ、規律権力によって生み出されるものがある。それが個人への働きかけによって得られる知の集積と、その体系化による「人間諸科学」とフーコーが呼ぶものである。フーコーはあるインタビューの中で、知と権力の関係についてこう述べる。

「哲学者たち…は知の領域——彼らに言わせれば、これが真理と自由の領域だ、というわけです——と、実際に権力が行使される領域とのあいだに、ほとんど乗り越えることができないような溝をうがってしまい、そのことによって、みずからを正当化し、みずからのアイデンティティの目印にしています。ところが、注意しながら人文科学を調べてみて驚いたのは、ありとあらゆる知の発展が権力行使とわかちがたく結びついている、ということ

45) 同上書、275頁・276頁

46) 同上書、277頁

47) 同上書、277頁

44) 同上書、270頁・271頁

でした。もちろんいつでも、権力から独立した心理学や社会学の理論がいくつか発見できるはずですが、しかし、一般的にみれば、『ある一定の時期から人間行動が、分析し解決しなけりゃいけない問題になった』というような事実は、とにかく権力のさまざまなメカニズムに密接に結びついている、とわたしは思うんです。ある時期に、まさにこれらのメカニズムが、そうした対象——社会、人間、等々——を切り抜き、解決しなけりゃいけない問題として、それをつきつけてきたのです。だからこそ、人文科学の誕生は、権力の新たなメカニズムの成立と、期を一にしているわけです」⁴⁸⁾

つまり知の領域は、権力から独立したものではなく、むしろ権力の行使と深く結びついたものである。そしてフーコーは知を、規律権力の最たるモデルであるパノプティコンにおける効果の一つとして捉え、次のように述べる。

「パノプティコンの最後の特徴、それは、絶え間のない照明のなかで行使されるこの非物質的権力が、絶え間のない知の徴収と結びついているということ、すなわち、権力の中心が、同時に、間断なき評価や個人の行動様式の転写の中心でもあるということです。個人が独房の中でしていることをコード化し、評価すること。この知を集積し、個人を特徴づけることになるような系列を構成すること。…この権力関係によってもたらされる重要な効果、それは、したがって絶えざる知の構成です。すなわち、与えられた一つの空間にしっかりと固定され、潜在的に連続した視線に付き従われた個人に関して、その変化、その治癒、その知の獲得、その悔悟などの時間的曲線を規定するような、絶えざる知の構成があるということです。パノプティコンは、したがって、おわかりいただけるとおり、個別化の機構であると同時に、認識の機構でもあります。そ

れは、権力の機構であると同時に知の機構であり、一方で個別化を行い、他方では個別化しつつ認識するものなのです」⁴⁹⁾

ここではパノプティコンが単なる監視による行動統制の装置としてではなく、絶えざる記録の装置としても把握される。先に検討したように、規律権力は対象を個別化し、さまざまな知（情報）を収集することができる。そして、その知の収集が体系化されコード化されたものが、フーコーの言う人間諸科学の領域であり、それもまた規律の装置による生産物の一つである。

ここまでのフーコーの議論を要約すれば次のようになる。監獄という処罰のシステムは、その当初の目論見から大きく外れ、規律という権力の侵出を受けた。そこで個人は、身体と精神の両面から捕縛され、「規律正しい人」となることを要求された。しかし実は、監獄は同時に「犯罪性」を再生産し、「知」の集積と体系化の機能を備え、一定の経済性を引き出すことで、その失敗の背後に成功を擁しているものでもあった。フーコーにあっては、犯罪や犯罪者といった存在は、歴史的に差異化され、規律権力によって対象化され、同時に役立つものとして組み立てられたものとして把握されるのである。

・再定位

以上のように第一章で犯罪学の歴史から犯罪概念を導出し、第二章においてフーコーの監獄研究における諸概念を検討した。ここでは、第一章において見出された犯罪学の歴史が、何ゆえ「おしゃべり」と断じられることとなったのか、その言葉の意味を問い、犯罪学は今なお「おしゃべり」を続けているのかを検討する。

1. 「おしゃべり」か否か—原因論的犯罪概念

フーコーにおいては、犯罪とは端的に犯罪性の問題として捉えることができる。つまり、犯罪とはある時代、経済的な要請に伴って違法行為から差異化されたものであり、同時に、監獄によって

48) ビュール・ボンセヌによるインタビュー、「権力について——『狂気の歴史』から『セクシュアリテの歴史』まで」『ミシェル・フーコー 1926-1984』新評論（1997）32頁・33頁

49) フーコー、『精神医学の権力』96頁

常に再生産され、社会にとって有用なものとして役立てられる存在であった。そして原因論的犯罪概念とは、ここに社会的・遺伝的な「原因」を指定することである。そこでは作られるものとしての犯罪（性）に、固有の原因を設定し、病理学的に特定しようとするのが意図されていることが分かる。では、何故これが「おしゃべり」なのか。それは単に、相対的で機能的な犯罪性という一つの認識論的産物に、科学的な原因を求めているその研究視座のみを指しているわけではない。

近代以前、それはフーコー流の言い方をすれば、君主権の権力が社会においてまだ一般的であった時代、法の侵犯は、同時に君主への侵犯だと捉えられていた。かつて処罰が苛烈であったのは、何も当時の人々が野蛮であったからではない。むしろそれは、君主の至上権の回復のための儀式として、一つの重要な機能を担っていたのである。しかし、その時代はほどなく終わりを告げる。それは第二章でみた、自由と啓蒙の裏に規律という権力を携えた、近代という時代の登場である。そこで処罰システムは大きく変化することとなるが、ここに実は、奇妙な事態が発生する。それは、フーコー自身が裁判を傍聴する際に立ち会った事態でもあった。そこでは、被告人は犯罪の事実を認め、刑罰を科されることをも認めているながらも、裁判官のある種の質問に対しては沈黙を貫く。それは裁判官が「どうしてそのようなことを繰り返すのか」という問いである。しかし被告人はその質問には答えず、自らを弁護するようなこともしない。そして、処罰のための全ての事情が揃っているように見えるこの場面において、なぜかそこで裁判が滞ってしまうのである⁵⁰⁾。

では、なぜこのような事態が起こるのか。言い換えれば、この処罰のための舞台に足りないものは何か。それこそが犯罪学的言説であり、要するに犯罪の理由・原因（「何故、罪を犯したのか」）なのである。フーコーは、この意味で、犯罪学の言説が、処罰の正当化、歯車を回すために不可欠なものとして「実利的」に利用されているのだと

する⁵¹⁾。

もちろんその原因が、行為者の責めに帰することができないのであれば、それはそれでかまわない。その先に待つのは、精神病院であり、監獄と何ら変わらない規律の装置である。そしてそうであるならば、犯罪学的言説は、犯罪者を改善・更生させる学問であると言いながら、実は処罰の為のひとつのピースとして必要とされ、なおかつ役立つものだったということになる。「原因論的犯罪概念」を前提とした犯罪研究は、規律によって可能とされ、処罰のための言説を生産しつつも、それら全体の連関を把握することには無関心である。つまり自らの基底構造を問い返すことはなく、ひたすら無邪気に言説（「何が原因か？」）を生み続けることを指して、フーコーはそれを「おしゃべり」と言い放ったと考えることができる。

精神病院と患者の関係は、監獄と囚人、裁判官、監獄の所長、そして犯罪学者と犯罪者という類比を容易に連想させる。それは皮肉にも、ロンブローゾが監獄付きの医師だったことから伺える。規律という権力によって犯罪者は個別化され、比較対照たる対象として作り出され、そこから絶えざる知（情報）の集積が可能となる。そうであるならば、次のように言うことさえできるだろう。規律権力によってこそ、人間の行為に一定の原因があり、それを特定することができるという発想が生まれたと。病気に原因があるように、犯罪にも原因がある。犯罪学が現れたのは、まさにこの地点である。

2. 動機の語彙

しかし、行為の原因を自明のこととする「原因論的犯罪概念」にあては、その原因が生み出され、役立っていたなどという馬鹿げた議論は、到底信じがたいことであろう。逸脱行為には何らかの原因があり、我々はただ科学的にそれを証明しているのだと。しかし、このような認識そのものは、実は必ずしも自明のことではない。

村上直之は、イギリスの16世紀から18世紀に

50) ミシェル・フーコー、蓮實重彦、渡辺守章監修『ミシェル・フーコー思考集成Ⅶ 1978 知・身体』筑摩書房（2000）20頁・22頁

51) 蓮實重彦、渡辺守章監修『ミシェル・フーコー思考集成Ⅴ 権力／処罰』筑摩書房（2000）366頁

おけるブロードサイド⁵²⁾や犯罪パンフレットには、死刑囚による「絞首台の演説」や、「死を前にした言葉」といったような「改悛の舞台」としての言説は多々見られるが、一方で犯罪の原因についての記述といったものが、当時の裁判資料を含め一切みられないことを指摘している⁵³⁾。むしろそのような言説が生まれるのは、近代以降、とりわけ19世紀以降であると述べている。ここでは国の違いはあれども、犯罪について語る際の原因という語彙が、決して不変的に存在してきたものではなく、むしろ近代以降の規律社会における知的空間の中で生まれた言説であることが伺える。

また、井上俊はラベリング論にも繋がるミード (George H. Mead) らシンボリック・インタラクショニズム学派の「解釈」の意味について次の様に要約している。ここでは、人間の行為は単に原因—結果のような刺激に対する反応としてみなされるべきではなく、個々の人間による「解釈」過程を経て「了解 (理解)」することによって、相互に構築されているものと把握される⁵⁴⁾。そして人間が他者の行為に対して行う一連の解釈には、二つのレベルが想定される。まず他人が怒りの表情でこぶしを振り上げている様を見て、我々は彼がどうやら怒っているらしいと理解する。しかしその時点では、彼が何故怒っているのかは理解できず、行為をさかのぼって彼の怒りの原因を解釈し、一連の行動を理解する。前者が「現実的 (あるいは直接的) 理解」と呼ばれるものであり、後者が「説明的理解」と呼ばれ人々は普段、ほとんど無意識でこの一連の解釈過程によって他者の行為を理解している⁵⁵⁾。そして同時に、この解釈過程が滞ると、人々はその行為に対して「わからなさ」を感じる。例えば、一見しただけで何をしているかわからなければ (現実的理解の不在) 我々はその行為に対処しようがないし、何の理由もなく大声で笑って

いる者 (説明的理解の不在) に対しては、言いようのない不安を感じることがある。とりわけ後者については、我々の社会は様々な言説でもって説明することを試みている。ある日殺人事件が起こり犯人が逮捕されたとしても、まず人々の関心が向けられるのは犯罪の「動機」、すなわち説明的理解である。人を殺したという現実的理解 (事実) だけでは、社会は納得しないのである。

そしてこの説明的理解は必ずしも行為者の申告によらず、心理学者や社会学者、そして犯罪学者のような権威ある「動機理解」の専門家たちによっても創出され、行為の説明のために行為者へ付与される。とかく「心の闇」や「地域社会の崩壊」果ては「テレビゲーム」まで、「本当の動機」は何かが探られる。反対にそれら一連の作業がことごとく失敗した場合には、「理由なき犯罪」として説明される。それは本来的に動機がないわけではなく、一連の動機創出と付与の作用が、その社会にとって満足な理解を得ることができなかったことを表しており、社会はその不可解な行為に恐れを抱く。

そのように考えるならば、「動機」とは単に行為者の内的属性であるというより、他者の行為を説明し理解する為の工夫ということになる⁵⁶⁾。それはある種の語彙なのであり、犯罪学は、一定の動機に関する語彙を創出する機能を担っていたと考えることができる。

3. 「おしゃべり」か否か—反作用的犯罪概念

次にラベリング論では、まず人間の行為の性質による行動分析、つまり端的に原因論は放棄されていた。この点については、従来の「原因論的犯罪概念」を有する犯罪学からの脱却を図ったものと捉えることができる。そしてまた同時に、犯罪や逸脱行為を所与のものとして受け入れるのではなく、むしろそのような「ラベル」が社会的に構築され、行為者に付与されるものであるとし、研究の対象は社会の中で悪とされている「ラベル」そのものとなる。これは従来の枠組みを放棄し、新たな分析のアプローチを試みたという点では、

52) 通常、一枚の紙の片面に刷られた俗謡 (バラッド) と散文、そして絵の混ざった読み物。「絞首台のバラッド」といった殺人や犯罪などをあつかったものが有名であった

53) 村上直之「近代ジャーナリズムの誕生 イギリス犯罪報道の社会史から」岩波書店 (1995) 56 頁・59 頁

54) 井上俊「遊びの社会学」世界思想社 (1980) 200 頁

55) 同上書 207 頁

56) 同上書 208 頁

画期的なものであった。

そして、ラベリング論が犯罪を社会的な構築物とみなし、行動分析を放棄し、犯罪を定義する者とされる者、また規則を作りだす集団等が、主観的に犯罪に関与していく過程として捉えた点と、フーコーが監獄との関係で描き出した犯罪性の議論に、近い視点を見て取ることができるだろう。従来の犯罪学が犯罪の原因、理由、動機といった言説を生み出し、その自明性そのものを問いつけないことをフーコーが「おしゃべり」と言ったのであるとすれば、この犯罪学の研究視座は、その「おしゃべり」から脱却することを試みたと言えるのではないだろうか。それは、フランスとアメリカという全く違った場所で起こった議論ではあるが、原因論の危機という知的状況の中で、犯罪学が行った新たな研究視座の模索として捉えることができる。

しかし、ラベリング論は、フーコーの犯罪性や規律、知のように犯罪やそれを取り巻く連関を把握する為の独自の概念を持たなかったが故に、それまでの原因論的な犯罪概念に対する対抗パラダイムまで発展することはできなかった。刑事司法機関の介入による悪性の回避の為のダイバージョンの提唱と、恣意的な取り締まりを警戒した暗数への注視といった、後年のラベリング論についての理解は、その当初のラベリング論からはかけ離れた、原因論的な犯罪概念を前提としたところからの理解であった。

4. ラディカル・クリミノロジーと権力の用語

そしてラディカル・クリミノロジーもまたマルクス主義からその概念を借用し、既存の理論へ対抗することを試み、権力構造の点から犯罪現象を分析しようとしていた点で、一見フーコーと近い関係にあるようにも思える。しかしラディカルは、基本的には生産手段を有する資本家による権力の独占と、彼らの思うままの法による禁止という、フーコー風に言うならば古い形式の「君主権的」な権力感を前提としているものであった。権力は社会の一部の層の者たちに掌握され、人々は抑圧されている。そこにおいては、法も抑圧の為の道具に過ぎないし、犯罪はその抑圧に立ち向かう唯

一的手段であると。もちろんこのような権力観も、社会分析において重要な意味を持つことは否定できない。

しかし、フーコーはそのような権力の捉え方について、常に警鐘を鳴らしていた。『監獄の誕生』に次いで翌年刊行された『知への意志』（1975）で、彼は端的に次のように述べている。

「権力とは手に入れることができるような、奪って得られるような、分割されるような何物か、人が保有したり手放したりするような何物かではない。権力は無数の点を出発点として、不平等かつ可動的な勝負（ゲーム）の中で行使される」

「権力の関係は他の形の関係（経済的プロセス、知識の関係、性的関係）に対して外在的な位置にあるものではなく、それらに内在するものだということ・・・権力の関係は、単に禁止や拒絶の役割を担わされた上部構造の位置にはない。それが働く場所で、直接的に生産的役割を持っている」

「一連の目標と目的なしに行使される権力はない。しかしそれは、権力が個人である主体＝主観の選択あるいは決定に由来することを意味しない。統治する階級（カースト）も、国家の諸機関を統御する集団も、最も重要な経済的決定をする人々も、一社会において機能し（そしてその社会を機能させている）権力の網の目の総体を管理・運営することはない」⁵⁷⁾

つまり、権力は所有されない、どこか遠くにあるものでもない、誰もそれを決定しない。これはいわゆるマルクス主義的な権力観とは、一線を画するものとなる。確かにこれも権力に対する一つの捉え方という点では、ラディカル流の権力観と等価であるが、この権力が実際に行使される場をここまでずっと追ってきた者にとっては十分に説得的なものである。このようにフーコーとラディカルは、同じ権力という用語を用いつつもその前提が大きく異なっているものであり、それが如実にアプローチの差となって表れていたのである。

57) 渡辺守章訳、ミシェル・フーコー著『性の歴史Ⅰ－知への意志』（1986）新潮社 121 頁－122 頁

5. 「おしゃべり」か否か—機会的犯罪概念

「機会的犯罪概念」を有する犯罪学、コントロール理論や環境犯罪学においては、その前提として人間の意志による選択過程を組み込みながらも、実際の理論的関心は個々の行為者ではなく、端的にその状況・環境に向けられる。つまり犯罪者は「どこにでもいる」のであり、犯罪もその状況が揃えば「どこででも」起こり得るものとなる。そしてこの「どこにでも」という犯罪への観念は、ヤングが指摘していたように、容易に「リスク」という概念へと結びつく。それは、原発事故や環境ホルモン、BSEや遺伝子組換え食品といった、その被害が不確実ではあるが、場合によっては「どこででも」起こり得る危険を、リスクとして管理する手法と馴染みやすいからである。その意味では、犯罪学は犯罪についての新たな語彙を獲得したと言える。

では、このリスクという概念を、フーコーの枠組みから捉えたときに、何が問題となるのか。ここで再び規律権力の作用を想起することにしたい。この権力は、まず身体へと働きかけ対象を個別化し、可視的なものへと変える。そして絶えざる監視により対象を分析し、一連のパラメーターへと分解する。そこにあって個人は、固有の存在ではなく一連の評価に基づいた数値の集合体として現れることとなる。身長、体重だけでなく知能指数や血圧、運動能力、心理テストの点数等々。そうすることによって、単に一人の人間の全体像を把握することが可能になるのみではない。そこでは、様々な個人が比較可能なものとして、カテゴリーごとに表の上に示すことができ、さらにそこから「過ぎたる者」と「及ばざる者」の把握が可能となる。それはあの統計学の初期に発見された、優美な曲線、統計の正規分布（ベルカーブ）の図を思わせるものとなる。

そしてここに、新たな犯罪性が現れる。つまり分解されたパラメーターの比較によって、そこに危険な存在を見出すことが可能となり、ある一定の条件を満たすものは、犯罪リスクの高い存在として新たな介入の対象とされるのである。このような変化についてカステル（Robert Castel）は、

フランスにおける1976年に採用されたGAMIN（母と幼児に関する自動的管理）を例に、主体から因子へと向かう変化を記している。この制度では、すべての幼児が生後二、三日、二、三ヶ月、そして二年の時に、体系的な調査の対象となり、身体的および心理的、さらに社会的なものに至るまで、子と母親に関するあらゆる異常が探られることとなる⁵⁸⁾。例えば、母親の疾病や心理的欠陥、未婚であるとか未成年であるとか、多国籍であるといった様々な情報が集められ、そこから一定のリスクが見積もられることとなる。そして一定数のリスク因子が認められる場合には、自動的に警告が発せられ、その家に専門家なりソーシャル・ワーカーなりが派遣され、危険の蓋然的、抽象的存在を理由に、本当に何らかの危険が存在するのかの確認が行われるようになる。そこでは「検討が、経験的に観察された葛藤状況から始められるのではなく、予防したいという危険の一般的定義からその葛藤状況を演繹的に推論する」⁵⁹⁾ことから介入が始まるのである。この変化をカステルは、「主体の不存在」として特徴づけている。

ここまでのフーコーの議論と照らし合わせるならば、規律権力によってパラメーター化され一連の因子によって分解された犯罪者たちは、ここに来てその犯罪へのリスクという観点から再構成されることとなる。しかし、そのリスクによって再構成された危険な存在は、現実の身体を持たない奇妙な存在となって立ち現れる。機会的犯罪概念を有する犯罪学は、従来とは異なるこの存在に向けて働きかけるものだと把握することができる。しかし、またしても犯罪学は、そのような変化そのものに対しては無頓着である。いやむしろ、「機会的犯罪概念」を有する一連の犯罪学理論は、新たな権力の対象を作り出すことに貢献している。フーコーが、従来の犯罪学が犯罪を取り巻く連関そのものを問わずにいることを「おしゃべり」と言ったのだとすれば、この犯罪学も、止まない「お

58) Robert Castel, "From Dangerous to Risk", Graham Burchell, Colin Gordon and Peter Miller (ed.), *The Foucault Effect: Study in Governmentality*, The University of Chicago Press, 1991, p. 287.

59) Ibid, p287

しゃべり」を続けているのである。

6. 新たな権力の対象

ここにきて我々は、新たな態様の権力の対象を見て取ることができる。ではこの奇妙な存在、新たな権力の対象に対して、行使される権力とはいかなるものであろうか。ここではとりわけ環境犯罪学を念頭に置きながら、フーコーに倣い、図式的であるがその特徴を「尺度」、「対象」、「方式」の三点から検討し、規律との差異と類似性を示すことにしたい。

第一に、この新しい権力の「尺度」は、規律権力が「個別」の身体を尺度としていたのに対し、ある一定の空間において、数値によって「断片化」された身体である。そこでは規律のように個人へと向かうのではなく、因子によってリスクの程度が見積もられた断片的な身体がその尺度となる。

第二に、その権力の「対象」は、これまでの規律権力が個別化された身体の「体力」へ向けられたものであったのに対し、新しい権力においてはその物理的な「行動」へと向けられる。つまりある一定の状況下において、ある行動を取らないように制限が加えられることとなる。

そして最後にその「方式」については、かつての規律権力が身体の時間、空間、動作への恒常的な「監視」によって行われていたのに対し、ここではそのような身体的全領域への監視は意図されておらず、というよりむしろ不必要である為に、一定程度の監視に留められる。例えば監視カメラは、断片的なある領域の行動を制限する為のものであり、時間、空間、動作全てへと向けられたものではない。また電子タグも同様に、監視の目そのものは常に向けられるが、時間や動作については比較的緩やかに監視される。ここでは依然監視の要素が重要な役割を果たしているが、それはあくまで行動を制限し、リスクを減らすことが目的とされている点で、規律権力的な監視とは異なっている。むしろここで重要となってくるのは、物理的な行動の制限である。生体認証ゲートによる不審者の排除や、呼吸検査装置によって自動車のエンジンを停止させるような方法によって、より効率的にリスクを減らすことが目的とされるの

である。実体のない奇妙な存在に対して、現実の壁がそこに作られることとなるのである。

つまりこの新しい権力は、「断片化」による尺度によってリスクを測り、対象たる人の「行動」を「物理的」な方式によって制御するものであるといえるだろう。これがいわば、リスクという身体へ向けられた権力の新しい姿となる。

また、それに加えてこの新たな権力は、人間の内面への働きかけ、つまり規律権力における精神への作用といったものには全くといっていいほど無関心である。それは、そもそも実在のない身体に向けられているものであれば、当然のことである。つまりこの権力は、規範化、規格化を目的としない権力といえることができる。また注目すべきは、この新しい権力の態様は、それまでの古いタイプの権力と決して相反するものではないという点である。かつて君主権的権力は、規律権力が社会へと一般化しその拠り所を失った故に、社会の主要な権力の座を追われることとなったが、この新しい権力が生まれた現代にあっても、我々は強く規律権力の装置に規定され、また同時に依存してもいる。それは義務教育によって子供は社会化され、また一方で監獄の過剰収容が叫ばれる現状をみれば明らかであろう。それは規律社会から新しい監視社会、管理社会、リスク社会への移行というよりも、規律権力が形を変えつつ人々の生活領域まで浸透し始めたことを意味しているのではないだろうか。「機会的犯罪概念」を有する犯罪学の登場は、こうした社会の変化に対応したものと考えることができる。

以上のように犯罪学の歴史から導き出された犯罪の概念は、このように相対化することができる。そこでは、「原因論的犯罪概念」の「おしゃべり」から、「反作用的犯罪概念」による一時の「おしゃべり」脱却の試み、そして新たな「機会的犯罪概念」から看取される奇妙な対象の現われと、止まない「おしゃべり」の繰り返しをみてとることができる。

・結びにかえて

一犯罪学の「おしゃべり」と「沈黙」

さて、以上のように犯罪学の三つの犯罪概念に

ついて、フーコーの諸概念を用いつつ再定位を行った。もちろんここでの分析は、フーコーにその多くを負っている。それはあくまで、一人の思想家の視点を借りて犯罪学の歴史を見たとき、このように見えるというに過ぎない。要は、そこから今後の犯罪研究について何が言えるのかである。

もちろん原因の特定・除去が政策として有効であり、社会が犯罪現象に「立ち向かう」ための実証的な犯罪原因の研究の重要性を否定することはできない。しかし犯罪学は、犯罪が社会の中でどのような背景によって自明のものとなり、また犯罪が社会の中でどのような役割を担うものであるのかといった検討とは、やはり無縁のものである。いや、一瞬ラベリング論がそうした問題領域に関心を持つことがあったが、結局それらは排除されていくこととなった。

しかし、片やフーコーは、犯罪（性）の領域が歴史的に相対的なものであり、またなおかつそれらが社会にとって役に立つものであることを示すことで、犯罪とは何かという問題に答えた。そして犯罪学がそのようなことに答えないがゆえに、「おしゃべり」と断じるに至ったのだろう。ただ思うに、それは同時に犯罪学が、犯罪を取り巻く連関を問う文法を持ち合わせていない点においては、

実はその背後に深い「沈黙」を抱えているようにも思える。いやそんなものはそもそも犯罪学ではないのだ、と言うことはできない。なぜなら、かつてラベリング論が犯罪学という学問領域でその問題を提起していたからだ。

そして私は、今後そうした沈黙を破る犯罪研究、新たな文法の確立が、犯罪研究の一分野として検討されるべきではないかと考えている。それは決して、思弁的な「役に立たない」ものではなく、犯罪がどのようにして作られ、どのような役割を果たしているのかを検討することで、社会や、人々が犯罪とどのように「向き合う」べきかを教えてくれるものではないだろうか。ましてや犯罪が利益を生み、犯罪者が道具として扱われているとするならば、犯罪研究を志すものがそれを傍観すべきでないことは明らかである。犯罪を無くそうとする犯罪研究（犯罪学）と、犯罪の社会における役割を探る犯罪研究（フーコー）、やはりその両者の出発点の違いは相当に大きい。

では、そのような犯罪研究とは具体的にどのような手法においてなされるのであろうか。またそれは、本当に何かの「役に立つ」のであろうか。その点については、また稿を改めたい。